

第5章

計画の推進

1 計画の推進

第3章 健康増進の取組の展開 「2 健康づくりの推進体制」にあるように、健康づくり・食育の推進、自殺対策において、市民一人ひとりが主体的に取り組むことが基本ですが、これを支えるために、家庭、地域、学校、職域、関係団体、保険者や県、市町の行政機関等がそれぞれの役割を認識し、連携し取組む必要があります。

市民団体や専門職団体等で構成する「健やかほうふ21計画推進委員会」において、意見や助言を求め、今後の活動内容を検討していきます。

あわせて、市民の健康増進を支援する役割のある行政においては「健やかほうふ21計画推進庁内委員会」において、各課の事業に、健康づくり・食育の推進、自殺対策の視点を含め実施できるよう、課題を共有し、庁内で連携、調整しながら推進します。

(1) 財政上の措置

本計画の各分野の目標達成に向け、各取組を継続的に進めるため、必要な財政上の措置を講じるように努めます。また、国、山口県等の支援体制を積極的に活用します。

(2) 計画の推進状況管理

本計画に基づく施策の着実な推進を図るため、防府市健やかほうふ21計画推進委員会及び防府市健やかほうふ21計画推進庁内委員会に、推進状況について年度ごとの事業計画及び実績を報告し、審議、意見をいただきます。いただいた意見は当該年度以降の施策に反映させます。

また、中間年度には市民アンケートを実施し、その成果を検証し施策の取組について見直しを行います。